

「(仮称)広島西ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書」

意見記入用紙

令和2年7月13日

住所 〒 738-0035

広島県廿日市市宮園 1-5-18 安達忠雄方

氏名 広島県勤労者山岳連盟 会長 安達忠雄

＜環境の保全の見地からの意見＞

事業実施想定区域内には、昔から地元の登山愛好者に親しまれている登山道が存在しています。市間山、立岩山、湯来冠山への登山道です。また、市間山と立岩山の縦走路は知られざるブナの聖地にもなっています。(添付資料*1~4 参照)

環境影響調査項目の「人と自然との触れ合いの活動の場」に「登山道」も含まれるというのが現在の環境省の見解(添付資料*5 参照)です。従って、今回の事業実施により、工事中も含めこれらの貴重な登山道とその周辺の山岳自然が損壊されることに反対します。

添付資料(写し)

- *1 分県登山ガイド 33 「広島県の山」 山と溪谷社 2018年4月初版第1刷発行
「市間山・立岩山」(P.62~63)
- *2 「ちゅうごく山歩き Vol.1」 中国新聞社 2013年6月発行
「湯来冠山」(P.30)
- *3 「ちゅうごく山歩き Vol.2」 中国新聞社 2014年7月発行
「立岩山・市間山」(P.20)
- *4 「中四国9県 里地・里山を歩こう パート2」 南々社 2015年3月発行
「市間山のブナ林」(P.24~25)
- *5 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 令和2年3月 環境省
「8. 自然との触れ合いの活動の場」(P.35)

※ 資料

資料*1

市間山・立岩山

市間山(1,135m)と立岩山(1,198m)を歩く

市間山は安芸太田町市間山、立岩山は安芸太田町立岩山にあり、両山とも山頂に展望台があり、市間山には展望台から市間山と立岩山を望むことができる。立岩山には展望台から市間山と立岩山を望むことができる。立岩山には展望台から市間山と立岩山を望むことができる。

コース距離 15km
 所要時間 約4時間
 標高差 約1,000m

資料*2

湯来冠山

急斜面 ロープで頂上へ

山頂まで急斜面をロープで登る。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。

山頂まで急斜面をロープで登る。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。

資料*1 分県登山ガイド33「広島県の山」山と溪谷社 2018年4月発行「市間山・立岩山」(P.62~63)

資料*2

「ちゅうごく山歩き Vol.1」中国新聞社 2013年6月発行「湯来冠山」(P.30)

資料*2 「ちゅうごく山歩き Vol.1」中国新聞社 2013年6月発行「湯来冠山」(P.30)

資料*3

天然林にツガ巨樹 立岩山 市間山

立岩山(1,198m)と市間山(1,135m)を歩く

立岩山には天然林にツガ巨樹が生息している。市間山には天然林にツガ巨樹が生息している。立岩山には天然林にツガ巨樹が生息している。市間山には天然林にツガ巨樹が生息している。

立岩山には天然林にツガ巨樹が生息している。市間山には天然林にツガ巨樹が生息している。立岩山には天然林にツガ巨樹が生息している。市間山には天然林にツガ巨樹が生息している。

資料*3 「ちゅうごく山歩き Vol.2」中国新聞社 2014年7月発行「立岩山・市間山」(P.20)

資料*4

市間山のブナ林

山頂から市間山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。

山頂から市間山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。

山頂から市間山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。山頂からは湯来冠山を望むことができる。

資料*4 「中四国9県 里地・里山を歩こう パート2」南々社 2015年3月発行「市間山のブナ林」(P.24~25)

「8. 自然との触れ合いの活動の場」 (P. 35)

8 自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合いの活動の場が消失・縮小したり、それらの快適性・利用性に影響を及ぼす可能性があります。

- 工事の実施や、太陽光発電施設の存在により、自然との触れ合いの活動の場が消失・縮小したり、それらの快適性・利用性に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 影響の検討

下記に該当する場合、十分な検討が必要です。

影響の検討に関するチェックリスト【自然との触れ合いの活動の場】

| チェック事項 | 該当する場合 ✓ | ✓の場合 |
|-----------------------------------|-------------|----------|
| 工事の実施が、自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす。 | | 「(2)対策」へ |
| 太陽光発電施設の存在が、自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす。 | | 「(2)対策」へ |

注) 該当する/しないと判断した根拠資料は、地方公共団体や地域住民等に説明できるよう、とりまとめて保管しておきましょう。

【解説】

- 事業区域内や隣接地に、自然との触れ合いの活動の場として利用されている施設や場所があるかどうか確認します。
- 自然との触れ合いの活動とは、自然観察会やハイキング、キャンプなど、その地域における自然環境の様々な特徴に応じて行われる活動のことであり、自然との触れ合いの活動の場としては、例えばキャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等が挙げられます。
- 自然との触れ合いの活動の場の範囲と事業区域の位置関係、自然との触れ合いの活動の特性を踏まえて、工事の実施や太陽光発電施設の存在がそれらの場に影響を及ぼすかどうか確認します。例えば、事業区域に隣接してキャンプ場が位置する場合は、造成工事による土ぼこり等や騒音・振動が発生し、キャンプ場の快適性・利用性に影響を及ぼすおそれがあります。また、太陽光発電施設の稼働時において、事業区域内で雑草が繁茂し、景観上好ましくない状況である場合も、キャンプ場の快適性に影響を及ぼすおそれがあります。
- 工事用車両の走行ルート周辺に遊歩道や自転車道等がある場合も同様に、工事用車両が走行することによって、自然との触れ合いの活動を阻害することがないか確認します。